

11月15日(日)は我孫子市議会議員一般選挙の投・開票日です 投票時間：午前7時～午後8時

『棄権ダメ、その一票が、大事な。』会長賞 布施瑠夏さん(我孫子第二小学校)

11月30日任期満了に伴う我孫子市議会議員一般選挙は、11月8日(日)に告示され11月15日(日)が投・開票日となつていきます。皆さん、棄権せず、必ず投票しましょう。

※我孫子市から他市区町村に転出された方は投票することができません。

方は、郵便投票(自宅で投票できる制度)をすることが出来ます。この制度を利用するには、手続きに日数を要しますのでお早めに申請してください。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票できる方

次の要件を備え、「我孫子市選挙人名簿」に登録されている日本国籍の方です。

- ①平成7年11月16日以前に生まれた方
②平成27年8月7日までに我孫子市に転入届を提出された方で、引き続き選挙期日まで住民基本台帳に登録されている方
③公職選挙法に規定する選挙権と被選挙権の停止を受けていない方

不在者投票

選挙期間中に長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、滞在先で不在者投票をすることが出来ます。不在者投票をする方は、お早めに我孫子市選挙管理委員会へお問い合わせください。また、入院などで施設にいる方は、その施設が不在者投票指定施設に該当しているかを事務の方にご確認ください。

きれいな選挙の推進

我孫子市明るい選挙推進協議会では、白ばら新聞の発行や、駅・大型店の前で投票率の向上を目指して街頭啓発などを行います。

郵便投票

身体に障害をお持ちの方(ただし、公職選挙法に定められている一定の障害に該当する方)や要介護5の方

当日は、開票会場となるコート・野球場・武道場は、午後5時まで使用可

該当する方)や要介護5の方

選挙管理委員会・内線345、576

11月2日(月)から 保育園等の来年4月入園児の申込受付を開始(土・日曜日除く)

私立は11月16日(月)、市立は11月30日(月)までに申し込みを!!

受付期間後も空き状況により、随時受け付けます(市立保育園は平成28年1月21日(木)まで)。※4月入園の決定は3月中旬です。定員の関係で市立保育園は第1希望の保育園に入園できない場合もありますが、私立保育園は、園から内諾がある場合は希望園に入園できます。

対象 保護者が次の①～⑥のいずれかに該当し、家庭での保育が困難な生後57日から5歳までのお子さん(来年4月1日に対象年齢に達する場合も可)
①昼間に仕事(常勤・パート、自営など)を持ち1日4時間以上、週4日以上かつ月16日以上働いている方
②出産月を含む前後2カ月にある方
③病気または身体に障害を持っている方
④長期にわたり病人である同居の親族を常時介護している方
⑤災害の復旧にあたっている方
⑥やむを得ない事情で子どもの保育ができない方
※障害児保育は集団保育が可能な心身障害児に限ります。

申込方法 入園申込書(保育課、各保育園等に用意)に必要事項を明記し、市立保育園は保育課へ、私立保育園は各保育園へ持参。

※ぴくしーらんの入園申込書は園で配布。

園 保育課・内線446

▼市立・私立保育園等一覧

Table with 4 columns: 保育園名, 所在地, 電話, 入園月齢. Lists various public and private childcare facilities with their addresses and phone numbers.

※1 緑保育園・東あびこ保育園は、平成29年度に、根戸保育園は平成30年度に民間へ移管され私立保育園となります。
※2 菜の花保育園は建設中のため、入園申込書は保育課へ提出してください。
※3 ぴくしーらんどは、小規模保育事業所です。(0～2歳児対象)

災害時における「避難行動要支援者名簿」を作成します

避難行動要支援者の方には、名簿記載の意思確認を行うために10月下旬に通知を送付します

大規模災害が発生した際は、高齢者や障害者など、災害時に迅速に避難できない方が被害を受ける割合が大きくなります。市では、災害発生時に自ら避難することが難しい方の名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者と情報共有することで、迅速に避難支援が行える体制づくりを進めています。

市では、避難行動要支援者からの情報提供拒否の意思表示がない限り、平常時から避難支援等関係者に提供できる条例を平成27年3月に制定しました。

なお、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、災害対策基本法に基づき、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

- ※ 避難支援等関係者とは、警察、我孫子市社会福祉協議会、我孫子市民生委員児童委員協議会、自治会、自主防災組織などをいいます。
※ 避難支援等関係者に提供する情報は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、連絡先、避難支援を必要とする理由などです。
※ 名簿は平成28年2月末までに作成します。
※ 自治会、自主防災組織は、市から名簿の提供を受ける場合は、市と名簿の管理や個人情報の取り扱いについて協定を締結する必要があります。

通知を送付する避難行動要支援者の方

Table with 2 columns: 避難行動要支援者, 名簿管理の担当課. Lists criteria for disaster evacuation support and the responsible departments.

※生活の基盤が自宅にある方が対象(病院、施設などに長期間在留している方は除く)
園 市民安全課・内線217

人権擁護委員が再任されました

ご利用ください「人権相談」

10月1日付けで、人権擁護委員1人が再任されました。
人権擁護委員は、市民の中から市長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、人権相談や人権尊重のための啓発活動などをを行っています。
人権相談は無料で、秘密は固く守られます。虐待や差別など、人権に関する問題でお困りの方は、気軽に相談してください。事前に電話で予約された方が優先となります。

- 日時 毎月第4木曜日 午前10時～午後3時(12月は4日金)
場所 市役所西別館2階相談室
電話 電話で社会福祉課・内線432
市の人権擁護委員(敬称略)
木川 敏子(再任)
中嶋 康貴(任期中)
菅藤 行雄(任期中)
高橋 英俊(任期中)
蒲田 知子(任期中)
根本 八重子(任期中)
星川 アイ子(任期中)
寺山 竜介(任期中)